

グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

平成25年 4月 1日制定
令和 3年 3月19日改正
公益社団法人熊本県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人 熊本県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、グリーン経営を推進する認証機関により認証を取得または更新する事業所に対し、その費用の一部を助成し、環境対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

グリーン経営を推進する認証機関とは、交通エコロジー・モビリティ財団（以下「交通エコモ財団」という）をいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象となるのは、県ト協会員で熊本県内に所在する事業所とする。
但し、協会費等の未納がある場合は、その限りではない。

(助成金額)

第4条 助成金額は、新規取得については100,000円、更新については50,000円を上限とする。ただし、新規取得に交通エコモ財団へ複数事業所をまとめて申請された場合は、2ヶ所目以降の助成額を50,000円とする。

(対象期間)

第5条 当該年度の4月から3月末までとする。

(申請方法)

第6条 助成を希望する会員事業者は、「グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書」に必要事項を記載の上、3月15日までに県ト協に提出する。

(雑則)

第7条 県ト協は、事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

附 則

本要綱は、令和3年4月1日より施行する。